

調査レポート

2014
10

No. 219

- 道内経済の動き
- 平成26年度北海道経済の見通し<改訂>
- 経営者が知っておくべき相続のイロハ
- シンガポールにおけるヘルスケア産業と企業進出の可能性

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
平成26年度北海道経済の見通しく改訂	6
経営のアドバイス：経営者が知っておくべき相続のイロハ	12
アジアニュース：シンガポールにおける ヘルスケア産業と企業進出の可能性	22
私募債発行企業のご紹介	25
主要経済指標	26

道内経済の動き

道内景気は、持ち直しの動きが一服している。

需要面をみると、個人消費は、飲食料品を中心にスーパー販売額が前年並みを回復するなど、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響が薄れている。住宅投資は、駆け込み需要の反動減から、持家を中心に前年を下回っている。設備投資は、概ね前年並みで推移している。公共投資は、伸びが鈍化している。観光は、国内客が横ばいながらも海外客が増加している。輸出は、北米や西欧向けが増加した。

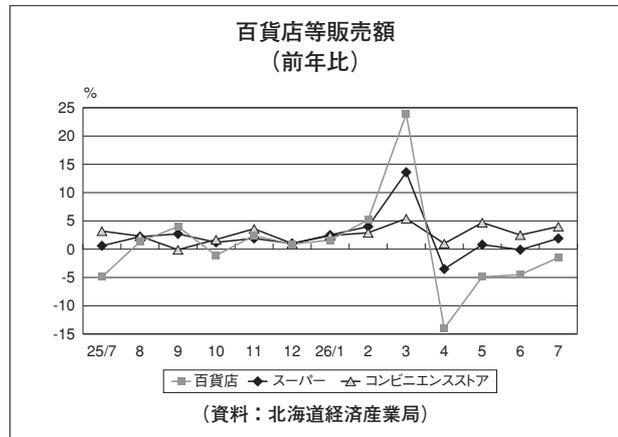
生産活動は停滞している。雇用情勢は有効求人倍率、新規求人数ともに改善が続いている。企業倒産は件数、負債金額ともに増加したものの低水準が続いている。

①大型小売店販売額～4か月ぶりに増加

7月の大型小売店販売額（全店ベース、前年比+1.1%）は、4か月ぶりに前年を上回った。

百貨店（前年比▲1.5%）は、衣料品、飲食料品、身の回り品が前年を下回った。スーパー（同+1.9%）は、衣料品、身の回り品、その他の品目が前年を下回ったが、飲食料品が前年を上回った。

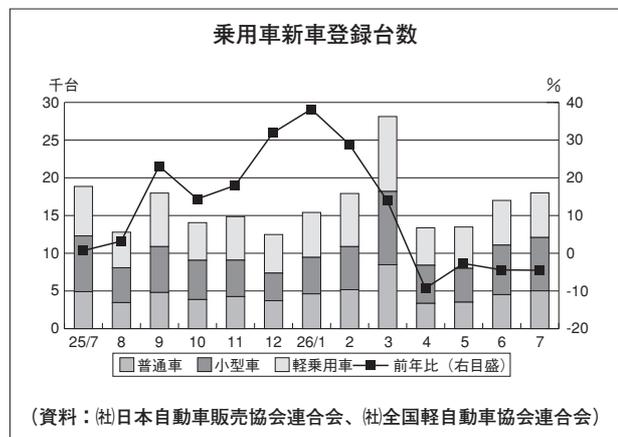
コンビニエンスストア（前年比+4.0%）は、10か月連続で前年を上回った。



②乗用車新車登録台数～4か月連続で減少

7月の乗用車新車登録台数は、18,002台（前年比▲4.6%）と4か月連続で前年を下回った。車種別では、普通車（同+2.2%）は増加したが、軽乗用車（同▲9.8%）、小型車（同▲4.4%）が減少した。

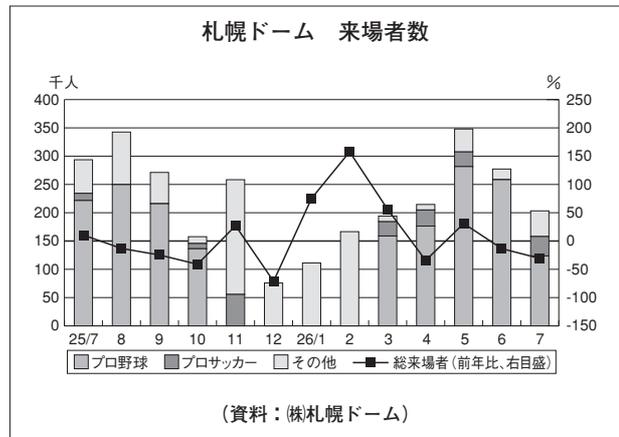
4～7月累計では、61,857台（前年比▲5.3%）と前年を下回って推移している。普通車（同▲4.6%）、小型車（同▲7.1%）、軽乗用車（同▲3.8%）いずれも前年を下回っている。



③札幌ドーム来場者～2か月連続で減少

7月の札幌ドームへの来場者数は203千人（前年比▲30.8%）と2か月連続で前年を下回った。内訳はプロ野球が124千人（同▲42.2%）、プロサッカーが34千人（同+170.6%）、その他が45千人（同▲23.6%）だった。プロサッカーの試合数が増加したがプロ野球の試合数が減少した。

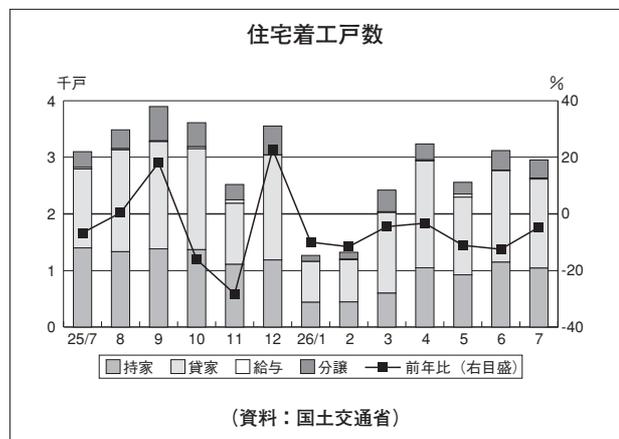
1試合あたり来場者数は、プロ野球が41,208人（前年比+48.8%）、プロサッカーが17,176人（同+35.3%）だった。



④住宅投資～7か月連続で減少

7月の新設住宅着工戸数は、2,953戸（前年比▲4.7%）と7か月連続で前年を下回った。利用関係別では、貸家（同+12.8%）、分譲（同+14.0%）は増加したが、持家（同▲25.5%）が減少した。

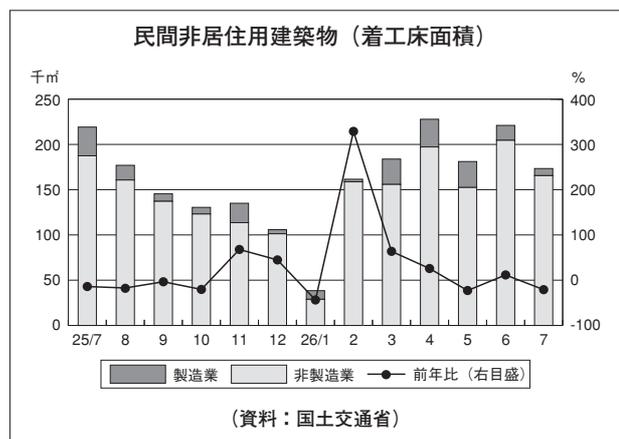
4～7月累計では、11,868戸（前年比▲7.9%）と前年を下回って推移している。利用関係別では、貸家（同+4.1%）、分譲（同+1.0%）は増加しているが、持家（同▲23.6%）が減少している。



⑤民間設備投資～2か月ぶりに減少

7月の民間非居住用建築物着工床面積は、173,372㎡（前年比▲20.9%）と2か月ぶりに前年を下回った。業種別では、製造業（同▲75.3%）、非製造業（同▲11.7%）とも、前年を下回った。

4～7月累計では、803,278㎡（前年比▲3.5%）と前年を下回って推移している。業種別では、製造業（同+1.5%）は前年を上回っているが、非製造業（同▲5.1%）は前年を下回っている。

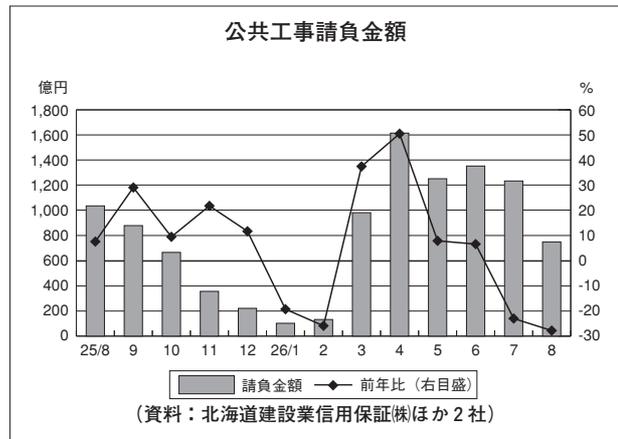


⑥公共投資～2か月連続で減少

8月の公共工事請負金額は、749億円（前年比▲27.8%）と2か月連続で前年を下回った。

発注者別では、国（前年比▲43.5%）、北海道（同▲33.2%）、市町村（同▲4.2%）いずれも前年を下回った。

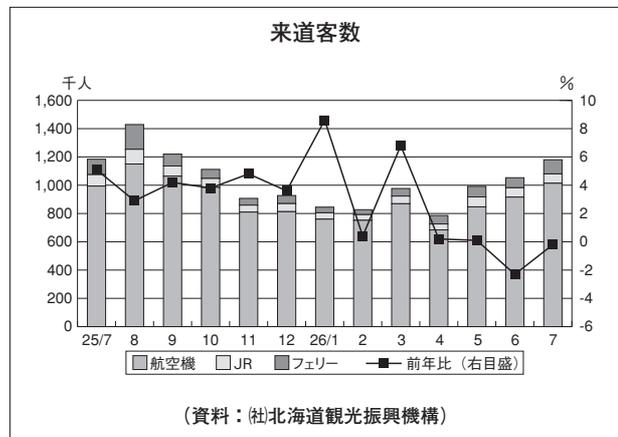
4～8月累計では、請負金額6,203億円（前年比+1.0%）と前年を上回って推移している。



⑦来道客数～2か月連続で前年を下回る

7月の国内輸送機関利用による来道客数は、1,180千人（前年比▲0.2%）と2か月連続で前年を下回った。輸送機関別では、航空機（同+2.0%）は前年を上回ったが、JR（同▲17.7%）、フェリー（同▲6.7%）が前年を下回った。

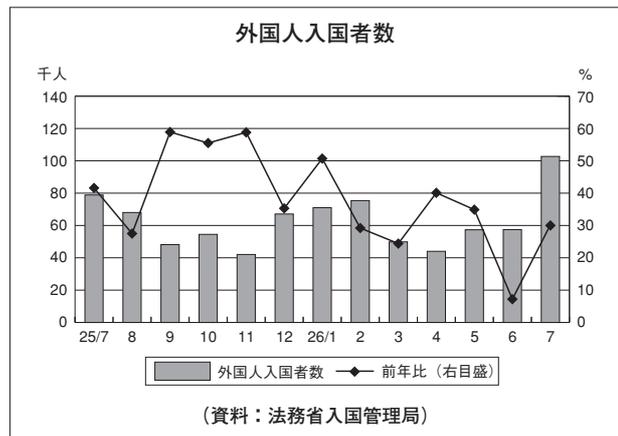
4～7月累計では、4,010千人と前年を0.6%下回っている。



⑧外国人入国者数～18か月連続で増加

7月の道内空港・港湾への外国人入国者数は、102,701人（前年比+30.2%）と18か月連続で増加した。4～7月累計では、261,493人（前年比+26.7%）と前年を上回って推移している。

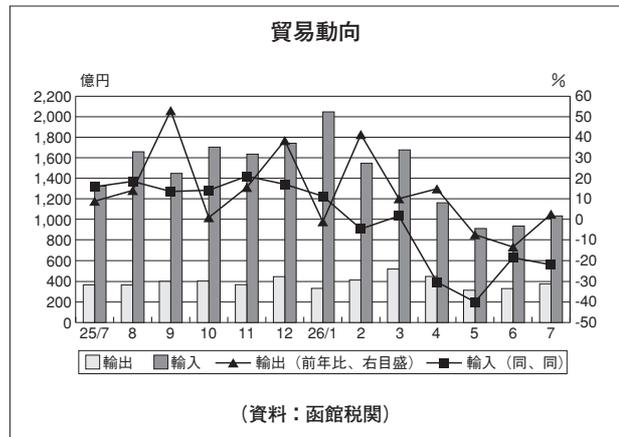
7月の新千歳空港国際線の輸送旅客数は前年に比べ22.4%増加した。路線別では、バンコク線、上海線などが増加した。



⑨貿易動向～輸出は3か月ぶりに増加

7月の道内貿易額は、輸出が前年比2.7%増の376億円、輸入が同21.9%減の1,036億円となった。

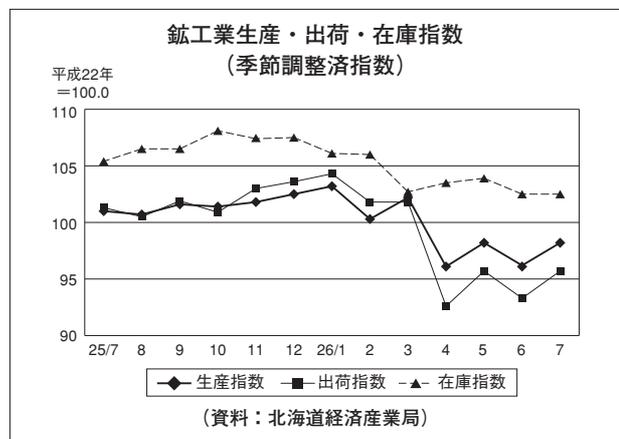
輸出は自動車の部分品や一般機械、魚介類及び同調製品などが増加し、3か月ぶりに前年を上回った。輸入は製油所の再編から原油及び粗油が大幅に減少するなどし、4か月連続で前年を下回った。



⑩鉱工業生産～2か月ぶりに上昇

7月の鉱工業生産指数は98.2（前月比+2.1%）と2か月ぶりに上昇した。前年比（原指数）では▲2.8%と4か月連続で低下した。

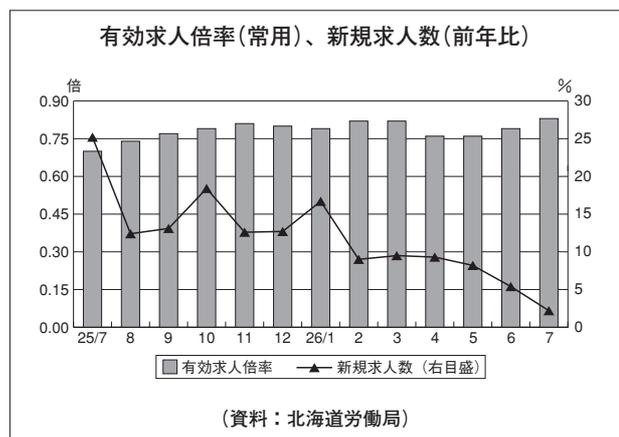
業種別では、前月に比べ、輸送機械工業など5業種が低下したが、石油・石炭製品工業、食料品工業、電気機械工業など11業種が上昇した。



⑪雇用情勢～改善が続く

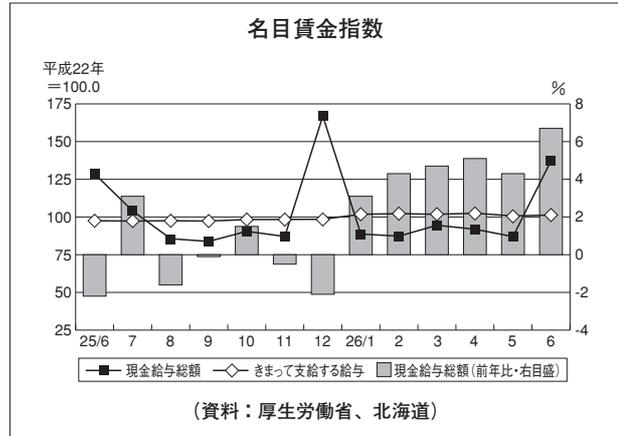
7月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.83倍（前年比+0.13ポイント）と54か月連続で前年を上回った。

新規求人数は、前年比2.2%の増加となり、54か月連続して前年を上回った。業種別では、医療・福祉（前年比+9.3%）、製造業（同+16.4%）、運輸業・郵便業（同+8.9%）などが増加した。



⑫名目賃金指数～6か月連続で上昇

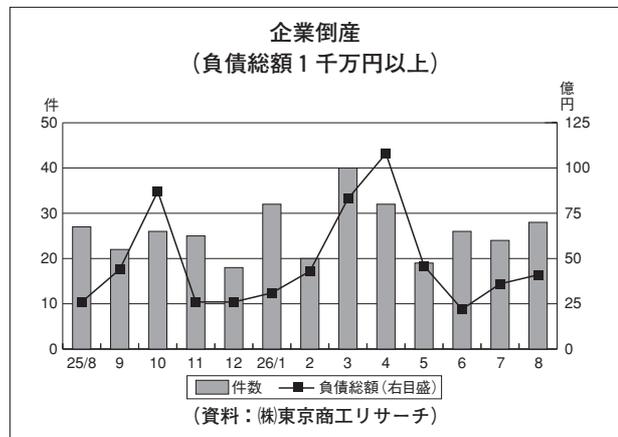
6月の名目賃金指数は、現金給与総額が137.2（前年比+6.7%）となり、6か月連続で前年を上回った。現金給与総額のうちきままって支給する給与は101.3（同+3.9%）となり、6か月連続で前年を上回った。



⑬倒産動向～件数、負債総額とも増加

8月の企業倒産は、件数が28件（前年比+3.7%）、負債総額が41億円（同+56.2%）となった。件数は4か月ぶり、負債総額は10か月ぶりにそれぞれ前年を上回った。

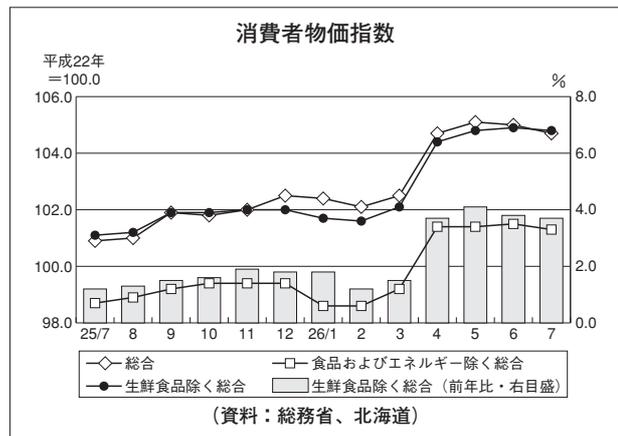
業種別では、建設業が5件、サービス・他が9件などとなった。



⑭消費者物価指数～15か月連続で上昇

7月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は104.8（前年比+3.7%）と、15か月連続で前年を上回った。

費目別では、食料（前年比+4.6%）、光熱・水道（同+7.9%）、教養・娯楽（同+5.4%）など、10大費目のすべての費目で前年を上回った。



平成26年度北海道経済の見通し

<改訂>

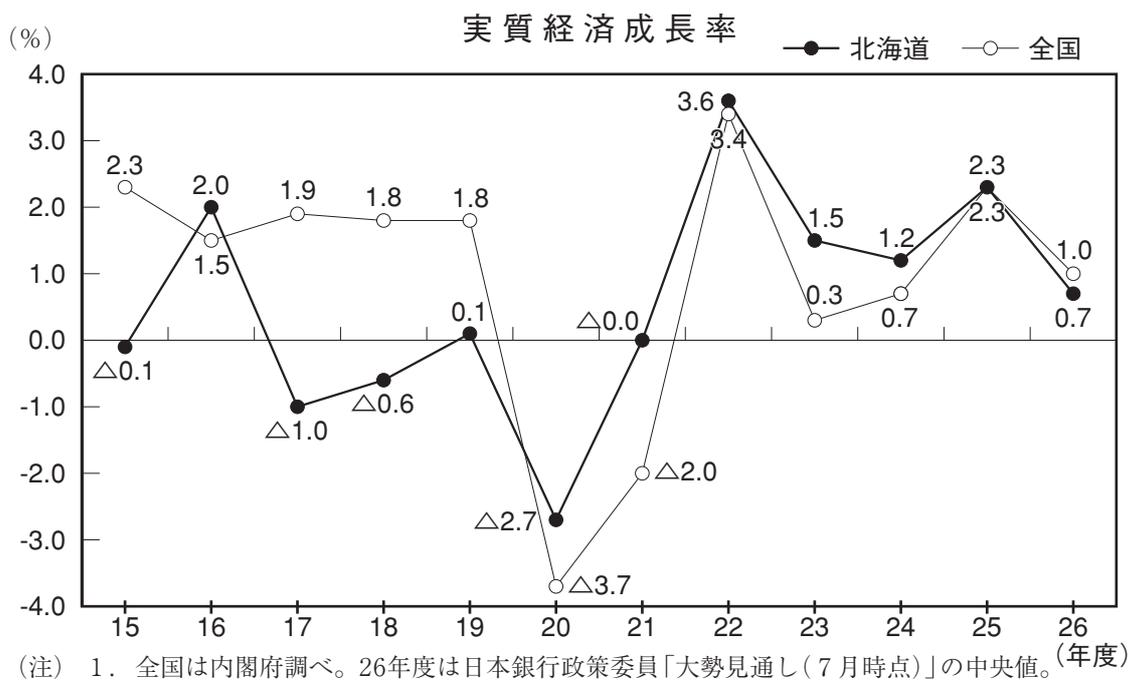
要約

北海道経済の現状は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費や鉱工業生産などが落ち込み、前年度から続く持ち直しの動きに一服感がみられる。

需要項目別に先行きを展望すると、個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きを強め、前年度を上回ろう。住宅投資は、低調な推移となる

う。設備投資は、製造業、非製造業とも増加しよう。公共投資は、前年度を下回るものの引き続き高水準で推移し、景気を下支えしよう。

この結果、実質成長率は0.7%（25年度2.3%）、名目成長率は2.2%（同2.1%）となろう。本年4月からの消費税増税の影響は限定的なものとなり、実質成長率はプラス成長を維持しよう。



1. 概況

(1) 国内経済の動向

現状の国内経済は、基調としては緩やかな回復を続けている。外需は伸び悩んでいるものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響が収束に向かっているほか、設備投資や公共投資が前年を上回って推移している。

先行きについては、個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに持ち直そう。住宅投資は低迷しよう。設備投資は、企業業績の改善を反映し増加が続こう。輸出は、米国経済の持ち直しを前提に、増加しよう。

このように、国内経済は、引き続き回復軌道をたどるものとみられる。

(2) 北海道経済の動向

北海道経済は、年度当初、消費税増税前の駆け込み需要の反動から、個人消費や鉱工業生産で落ち込みが見られたものの、徐々にその影響は薄れている。また公共投資が高水準を維持しているほか、観光関連も底堅く推移しており、これらが景気を下支えしている。

今後を展望すると、需要面では、個人消費が雇用・所得環境の改善を背景に、持ち直しの動きを強め、前年度を上回ろう。住宅投資は低迷が続こう。設備投資は、製造業、非製造業とも増加しよう。

(3) 物価動向

物価の動向をみると、消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は前年同期比で上昇が続いている。この要因には、消費税率引き上げによる直接的な影響のほか、一昨年からの円高修正による輸入原材料の価格上昇などが考えられる。先行きは、現状落ち着いている為

替相場に大きな変動がないとすると、消費者物価の上昇幅は幾分縮小しよう。

(4) 道内経済成長率

以上のような経済状況を勘案すると、26年度の道内経済成長率は実質成長率0.7%、名目成長率2.2%となり、名目成長率が実質成長率を上回ろう。

2. 道内総生産（支出側）の動向

(1) 民間最終消費支出

本年度に入り、個人消費には、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動から、落ち込みが見られた。しかしながら、飲食料品などを中心にスーパー販売額が概ね前年並みを回復したほか、自動車販売のマイナス幅が縮小しつつあるなど、個人消費は緩やかに持ち直しに向かっている。

雇用環境をみると、有効求人倍率は4年以上にわたって改善が続いており、建設や観光関連（宿泊、飲食業）、医療・福祉などの業種で、人手不足が顕著となっている。また失業率も緩やかに改善しており、15歳以上の人口が減少するなか、就業者数は増加傾向にある。このような動きは、いまだ非正規雇用が中心ではあるものの、雇用環境が改善していることを裏付けている。また所得環境は、時間外手当の増加に加え、ベースアップの動きも広がっており、総じて改善傾向にある。このような雇用・所得環境のもとで、今後、個人消費の持ち直しの動きは次第に強まり、年度を通じてみれば反動減の影響は限定的なものとなろう。

この結果、民間最終消費支出は実質成長率0.3%、名目成長率1.8%となろう。

(2) 総固定資本形成

(a) 住宅投資

本年度の住宅投資は、総じて低調な推移となろう。前年度までに需要が前倒しされていることや、建築コスト上昇がマイナス要因となり、持ち直しは来年度以降となろう。

利用別にみると、持家は、駆け込み着工の反動の影響が色濃く残っており、今後も低調な推移が続こう。貸家は、今のところ前年度を上回って推移しているものの、水準としては決して高くはない。先行きは、建築コストの上昇などから小幅な伸びにとどまろう。マンションを中心とした分譲は、現状では前年を下回っている。先行きは、建築コストの上昇に加え用地不足もあって、引き続き低水準で推移しよう。

このため利用別の着工戸数は、持家が110百戸、貸家が181百戸、分譲が37百戸、給与2百戸、合計で330百戸程度となり、前年度実績(34,967戸)を下回ろう。

この結果、住宅投資は実質成長率△5.1%、名目成長率△3.7%となろう。

(b) 設備投資

本年度は、製造業、非製造業とも前年を上回ろう。製造業は、石油・石炭製品や輸送用機械などが増加するとみられる。非製造業は、エネルギー分野で蓄電池設置や国内最大規模のバイオマス発電が計画されているほか、運輸関連で安全性向上対策や新型車両の導入、空港ビルの改装などが予定されている。

この結果、設備投資は実質成長率3.4%、名目成長率4.9%となろう。

(c) 公共投資

前年度、いわゆる“アベノミクス第2の矢”として本道経済に大きく寄与した公共投資であるが、本年度は前年を下回ろう。しかしながら、本年度の実質的な北海道開発予算は5,780億円(=平成26年度当初予算4,854億円+平成25年度補正予算926億円 前年比△15%)と、過去5年間では前年度に次ぐ2番目の規模であり、一定程度、景気を下支えしよう。

この結果、公共投資は実質成長率△3.7%、名目成長率△2.6%となろう。

(3) 域際取引

移輸出では、アジア向け魚介類や同調整品、北米向け自動車の部分品などの輸出が増加基調にある。観光関連では、成田発着便の減少などもあって国内観光客の伸びは幾分弱まるものの、アジアを中心とした外国人観光客は引き続き増加するものとみられ、観光客数は概ね前年並みとなろう。

この結果、移輸出は実質成長率1.8%、名目成長率2.9%となろう。

移輸入では、製油所の再編により原油粗油の輸入が、年度当初から大きく減少している。この影響は、石化製品工場として再稼働する年央以降、収束に向かうであろう。また、移入は、道内需要の持ち直しにより、前年度実績を上回ろう。

この結果、移輸入は実質成長率1.1%、名目成長率1.4%となろう。

3. 道内総生産（生産側）の動向

一次産業では、農業の耕作部門は、水稻の作付面積が減少していることから、作況が平年並みとすれば、前年を下回ろう。畜産部門では、乳価が引き上げられたものの、生乳生産量が低調に推移していることから、農業総生産は3.6%減とみられる。林業は、資源が中長期的に回復傾向にあることに加え、円安による輸入材の減少から、総生産は6.6%増とみられる。水産業は、前年度好調だったホタテガイやスルメイカなどが、平年並みの漁獲量に落ち着くものとする、総生産は1.6%減とみられる。

この結果、一次産業総生産は2.9%減となる。

二次産業では、製造業は、前年に引き続き自動車関連や食料品などの生産が堅調に推移しよう。現状では、駆け込み需要の反動や製油所の再編もあって弱い動きとなっている

が、それらの影響は次第に薄れてゆき、総生産は3.4%増とみられる。建設業は、公共投資が比較的高水準で推移するものの、前年度比では落ち込みが予想され、総生産は3.1%減とみられる。

この結果、二次産業総生産は0.3%増となる。

三次産業では、卸売・小売業は、大型小売店販売や自動車販売で既に反動減の縮小がみられており、前年を上回ろう。金融・保険・不動産業は安定的に推移しよう。また運輸や宿泊、飲食などのサービス業は、来道客数が底堅く推移するほか道内需要の持ち直しにより、前年を上回ろう。

この結果、三次産業総生産は2.9%増となる。

(平成26年8月21日公表)

(第1表) 道内総生産(支出側)

(単位:億円、%)

項目	名目値 () 内は前年度比伸び率			実質成長率		
	24年度 (実績見込み)	25年度 (実績見込み)	26年度 (見通し)	24年度	25年度	26年度
民間最終消費支出	109,707 (1.9)	112,056 (2.1)	114,117 (1.8)	2.0	1.5	0.3
政府最終消費支出	47,900 (△0.2)	47,244 (△1.4)	47,459 (0.5)	0.4	△1.9	△0.6
総固定資本形成	32,453 (3.4)	34,435 (6.1)	34,589 (0.4)	4.2	5.0	△0.7
住宅投資	4,760 (3.7)	4,755 (△0.1)	4,579 (△3.7)	4.2	△0.5	△5.1
設備投資	13,966 (3.0)	14,582 (4.4)	15,302 (4.9)	4.0	3.1	3.4
公共投資	13,727 (3.5)	15,098 (10.0)	14,708 (△2.6)	4.3	9.0	△3.7
移輸出	60,763 (△0.4)	63,247 (4.1)	65,106 (2.9)	1.0	3.1	1.8
移輸入 (控除)	77,859 (1.1)	82,403 (5.8)	83,550 (1.4)	0.1	1.5	1.1
道内総生産 (支出側)	181,756 (△0.5)	185,597 (2.1)	189,723 (2.2)	1.2	2.3	0.7

在庫増・統計上の不突合を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

(第2表) 実質成長率の増加寄与度

(単位:%)

項目	24年度	25年度	26年度
民間最終消費支出	1.2	0.9	0.2
政府最終消費支出	0.1	△0.5	△0.1
総固定資本形成	0.7	0.8	△0.1
住宅投資	0.1	△0.0	△0.1
設備投資	0.3	0.2	0.3
公共投資	0.3	0.6	△0.3
移輸出	0.3	0.9	0.6
移輸入 (控除)	0.0	0.5	0.4
道内総生産(支出側)	1.2	2.3	0.7

在庫増・統計上の不突合を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

(第3表) 道内総生産(生産側)

(単位:億円、%)

項 目	24年度 (実績見込み)	25年度 (実績見込み)	26年度 (見通し)	前 年 度 比 伸 び 率		
				24年度	25年度	26年度
一次産業	6,879	6,978	6,779	3.0	1.4	△2.9
農 業	5,251	5,264	5,073	4.3	0.2	△3.6
林 業	224	244	260	△6.1	8.9	6.6
水 産 業	1,404	1,470	1,446	△0.0	4.7	△1.6
二次産業	28,081	29,602	29,688	△1.8	5.4	0.3
鉱 業	266	260	261	△0.2	△2.3	0.4
製 造 業	15,136	15,387	15,909	△6.8	1.7	3.4
建 設 業	12,679	13,955	13,518	4.9	10.1	△3.1
三次産業	146,403	148,550	152,896	△0.3	1.5	2.9
卸・小売業	25,388	26,425	27,388	3.4	4.1	3.6
金融・保険・ 不動産業	27,970	29,065	29,548	△0.5	3.9	1.7
電気・運輸・ サービス業	63,511	63,833	66,254	△1.5	0.5	3.8
政府・対家 計サービス	29,534	29,227	29,706	△0.6	△1.0	1.6
道内総生産 (生産側)	181,756	185,597	189,723	△0.5	2.1	2.2

輸入品に課される税・関税、資本形成に係る消費税等を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

経営者が知っておくべき相続のイロハ

株式会社むらづみ経営 上席調査役

森井 隆

(相続手続支援センター北海道支部相続相談員)

現在の日本国憲法が施行されてから65年以上が経過している今日、焼け跡の中から会社を再興し、あるいは創業された多くの方々が世代交代を迎えられておられることと思います。そして、再興や創業された多くの方々が、戦後の新しい諸制度のもとで、基本的人権の尊重や男女平等を学び、今日の繁栄を築かれたことに敬意を表します。

私が現在の仕事をさせていただくようになってから、数多くの方々の相続に関するお手伝いやご相談を承りました。中には、人それぞれの生き立ちや家族関係、生活環境など、法律で割り切ることができない要因が重なり合った結果、複雑な、深刻な事態に発展してしまうこともありました。

本稿では、皆様の事業承継の一助としていただければと考え、相続に関する基礎的なお話を事例を挙げてご説明いたします。

1 相続とは

亡くなった人（「被相続人」といいます）の財産上の権利・義務を、家族などの相続人が受け継ぐことをいいます。財産上の権利・義務というと、とかく現金預貯金、不動産、株式など、プラスの財産に目が行きがちですが、借金や債務者としての地位など、マイナスの財産も相続財産となります。このようなプラスの財産とマイナスの財産の相続は、「死亡によって開始する。」(民法882条) こととなります。

2 相続の今と昔

相続人に関する法律は、戦前の「長子単独相続」から戦後の「諸子均分相続」へと変わりました。

(1) 旧民法制度には「家」制度があり、その家の絶対的な権力者は「戸主」でした。いわゆる「家長」で、多くは「父親」であったり、「祖父」であったりしました。家を存続させるためには、戸主が死亡したり隠居した場合には、次の戸主にその家に属する人と財産を引き継がねばなりません。この引き継ぎのことを「家督相続」といいます。ここでいう財産には、家屋敷は勿論、仏壇墓などの祭祀財産も全て含まれます。この家を引き継ぐのはほとんどが長男で、ここから「長男が家の跡を継ぐ」という考えになります。長男が夭逝したり、未婚のまま死亡した場合などでは、二男などの男子が家督を相続することとなりますが、家に男子がいなければ、他家から男子を迎い入れ、戸主の養子とするか、家の女子の夫として家に入ってもらおうかという方法を採用のがほとんどでありました。「お家大事」「長男は跡取りだから特別」という風潮は、当時の法律であれば当然と言えば当然でありました。

(2) 戦後新憲法のもと、この家制度を全面的に改めた現在の民法が施行され、家督制度は消滅

しました。男子であっても女子であっても個人が尊重され平等となり、隠居はなくなり、相続は死亡のみによって開始することとなりました。戸籍についても、家と戸主をもとにした戸籍から、夫婦とその未婚の子どもをもとにした戸籍に作り替えられました。婚姻による氏については、夫の氏でも妻の氏でも、その婚姻届時によって選択することとなり、どちらかの家に入るのではなく、夫婦で新しい家族を作ることとなりました。

(3) 上記(1)(2)の変遷を経て今日に至るのですが、人の心や世間の風習などは、法律によっておいそれと変わるものではなく、「家」は長男が継ぐものだ、女の子は結婚すると苗字が変わる、などという家督相続時代の名残は未だに強く残っているのが現状です。

そんな中で相続が発生するとどうなるか。親や長男（場合によっては長女）は「兄弟姉妹の中で一番上だから、家を、墓を、仏壇を継いでいかねばならない。」という理由から、家督制度的な考え方をしがちです（人によっては、幼いころから親が植えつけていきます）。しかし、この一番上の子以外の者は、「長男（長女）だけが家を継ぐというのは昔の考え方。長男でなくても、男であっても女であっても家や墓などを継いでも問題はない。民法という法律があるのだから、慣習などによらず、当然法の定めによって相続、財産分けをするべきだ。」と考えます。結果として、例えば父親が亡くなった時の遺産分けの際に、「長男（長女）vs 他の兄弟姉妹」という意見・考え方の衝突が起こることがあります。場合によっては、「相続」が「争族」となり、泥沼化して「争続」ということも少なくありません。親類縁者も巻き込み、最終的には「出る所へ出て決着をつける」こととなり、以降親戚付き合いはなく、故人先祖の墓参りも人目を忍んで…ということにもなりかねません。

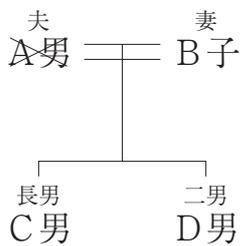
誰も自分の死によって、身内が争いごとを始めて、最後には皆バラバラになっても構わないと考えることはないでしょう。でも、相続の現場では珍しいことではありません。遺産の内容・多寡とは別です。少なくとも揉める場合がありますし、多いけれどすんなりとまとまることもあります。では、どうしたらいいのか。順を追ってご説明いたします。

3 法定相続人

(1) 被相続人の配偶者は相続人となります（民法890条）。そして、被相続人の子も相続人となり、当該被相続人の子が、相続開始前に死亡しており、被相続人の子の子（つまり孫）がいる場合、その孫に当たる者が相続人となります（民法877条）。この被相続人の子や孫を「第1順位の相続人」といい、後述の第2順位や第3順位の相続人よりも優先して法定相続権が与えられます。

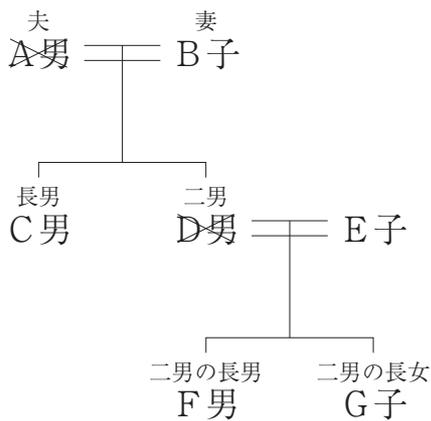
以下、事例を挙げて説明いたします。

【事例1】 相続人が配偶者と子供（直系卑属）の場合



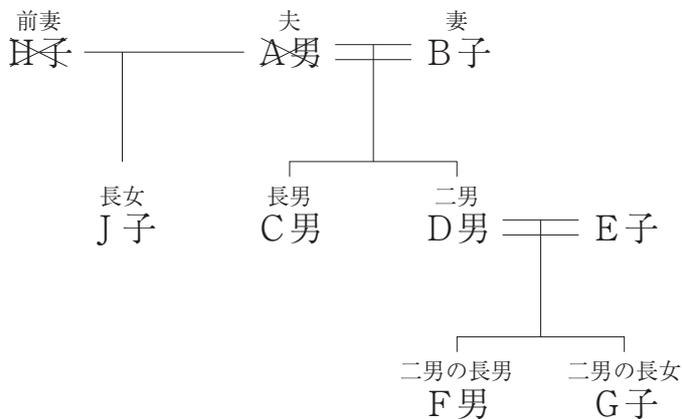
- 平成26年6月1日 A男死亡。
- ◎ 法定相続人は、配偶者のB子、子供のC男とD男の計3名。

【事例2】 相続人が配偶者と子供（直系卑属）と子供の子の場合



- 平成26年6月1日 A男死亡。
- 平成24年3月15日 D男死亡。
- ◎ 法定相続人は、配偶者のB子、子供のC男と、D男がA男よりも先に死亡しているため、D男の子のF男とG子（この2名を「代襲相続人」という）の計4名。この場合、F男やG子が成人しているか否かは関係なくA男の相続人となる。また、D男の妻E子は法定相続人とはならない。
- ◆ F男やG子は未成年であっても相続人となる。

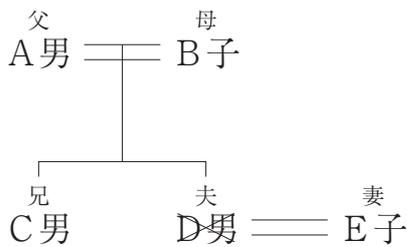
【事例3】 被相続人が再婚者の場合



- 昭和63年10月10日 A男の前妻H子死亡（あるいはH子と離婚）。A男は後にB子と再婚。
- 平成26年6月1日 A男死亡
- ◎ 法定相続人は配偶者のB子、B子との間の子であるC男とD男、そして前妻H子との間の子であるJ子の計4名
- ◆ H子はA男死亡時に生存していても相続人とはならない。
- ◆ 事例2の時と異なり、D男が生存している場合はF男やG子は相続人とはならない。

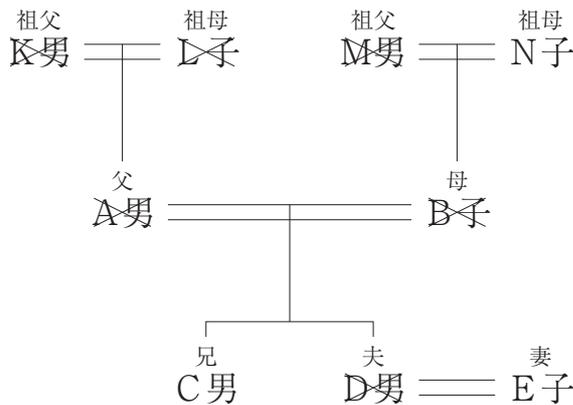
(2) 事例(1)とは異なり、被相続人に子や孫がない場合、法定相続人は配偶者と被相続人の尊属である父母が相続人となります(民法890条及び889条)。父母が死亡していて、その父母(つまり祖父母)のうち1名でも生存している場合は、配偶者と祖父母に当たる者が相続人となります。配偶者と第2順位の相続人が法定相続人である場合です。

【事例4】 相続人が配偶者と父母(直系尊属)



- D男・E子の夫婦間に子供はいない。
- 平成24年3月15日 D男死亡。
- ◎ 法定相続人は、配偶者(妻)のE子、D男の父A男と、母B子の3名。兄のC男は法定相続人とはならない。
- ※ D男ではなく兄C男が死亡した場合は、C男には配偶者・子供がないので、法定相続人は父A男と母B子の2名となる。弟D男は法定相続人にはならない。

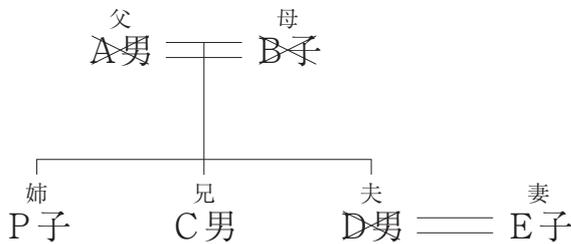
【事例5】 相続人が配偶者と祖父母(直系尊属)の場合



- D男・E子の夫婦間に子供はいない。
- 平成24年3月15日 D男死亡。
- 平成15年10月30日 A男死亡。
- 平成13年9月20日 B子死亡。
- 平成8年2月2日 L子死亡。
- 平成5年11月29日 K男死亡。
- 平成5年5月1日 M男死亡。
- ◎ 法定相続人は、配偶者(妻)のE子、D男の祖母N子との2名。兄のC男は法定相続人とはならない。

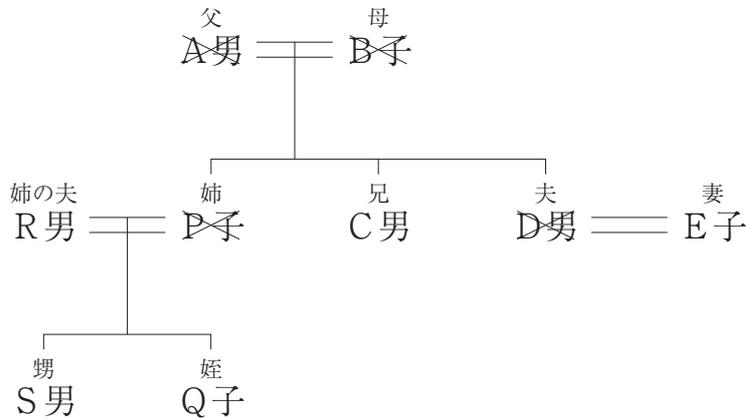
(3) 事例(1)(2)とは異なり、被相続人に子や孫がおらず、第2順位の相続人もいない場合、法定相続人は配偶者と被相続人の兄弟姉妹が相続人となります(民法890条及び889条)。兄弟姉妹が死亡していて、その子(つまり甥姪)がいる場合は、その者が相続人となります。配偶者と第3順位の相続人が法定相続人である場合です。

【事例6】 相続人が配偶者と兄弟姉妹（傍系血属）



- D男・E子の夫婦間に子供はいない。
- 平成24年3月15日 D男死亡。
- 平成15年10月30日 A男死亡。
- 平成13年9月20日 B子死亡。
- A男の父母、B子の父母ともに30年以上前に死亡。
- ◎ 法定相続人は、配偶者（妻）のE子、D男の姉P子と兄のC男の計3名。

【事例7】 相続人が配偶者と兄弟姉妹とその子（傍系血属）の場合



- A男の父母、B子の父母ともに30年以上前に死亡。
- ◎ 法定相続人は、配偶者（妻）のE子、D男の兄のC男と亡くなった姉P子の子S男とQ子の計4名。P子の夫R男は相続人にはならない。

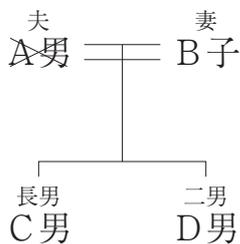
- D男・E子の夫婦間に子供はいない。
- 平成24年3月15日 D男死亡。
- 平成20年7月13日 P子死亡。
- 平成15年10月30日 A男死亡。
- 平成13年9月20日 B子死亡。

4 遺産分割協議と法定相続分

被相続人が法的に有効な遺言書を遺している場合には、その遺言内容により遺産を相続することとなりますが、遺言書がない場合や、法的に有効でない場合には、法定相続人による話し合いで、誰がどの財産を相続するかを決めることとなります。この話し合いのことを、「遺産分割協議」といい、確定した内容を書面にしたものを「遺産分割協議書」といいます。相続人が複数いる場合、個々の財産を相続人の人数で均等としても、ある特定の財産を一人の者だけが相続しても、相続人全員が同意していれば協議は成立します。

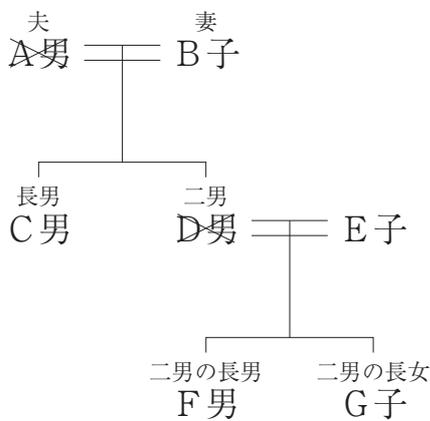
一方、上記3で説明した配偶者と第1順位、第2順位、あるいは第3順位の各相続人が相続人である場合、民法では法定相続分というものが定められており（民法900条及び901条）、配偶者の相続分が、2分の1、3分の2、4分の3と、場合ごとに定められています。事例1から事例7までの法定相続分を以下に表してみます。

《事例1》 相続人が配偶者と子供の場合は、配偶者が2分の1、残りの2分の1を直系卑属が均等な相続分を有する。



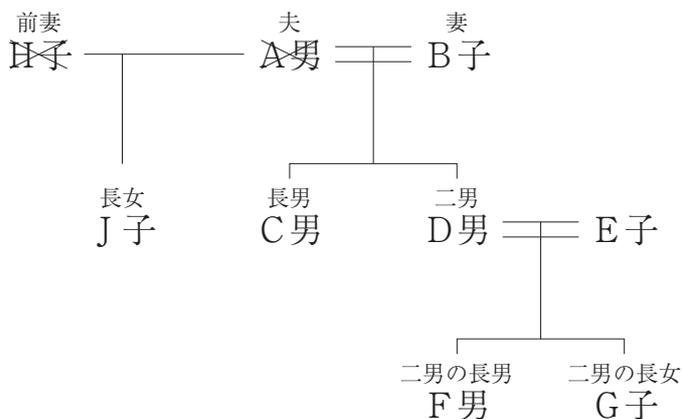
- 妻 B子 は2分の1
- 長男C男は、2分の1×2分の1 = 4分の1
- 二男D男も同様に4分の1

《事例2》 事例1と同様に、配偶者が2分の1、残りの2分の1を直系卑属（C男とD男）が均等な相続分を有するという考えにもとづき、F男とG子がD男分を相続する。



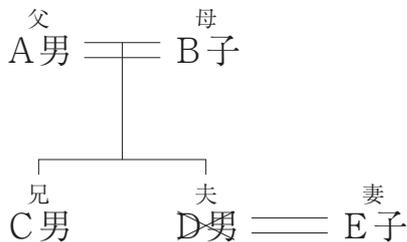
- 妻 B子 は2分の1
- 長男C男は、2分の1×2分の1 = 4分の1
- 二男D男が生存していれば4分の1が相続分であり、その4分の1をF男とG子が均等な相続分を有することとなるので、F男は4分の1の×2分の1 = 8分の1、G子も同様に8分の1が法定相続分。
- ◆ F男やG子は未成年であっても法定相続分を有する。

《事例3》 事例1と同様に、配偶者が2分の1、残りの2分の1を直系卑属（C男とD男とJ子）が均等な相続分を有する。



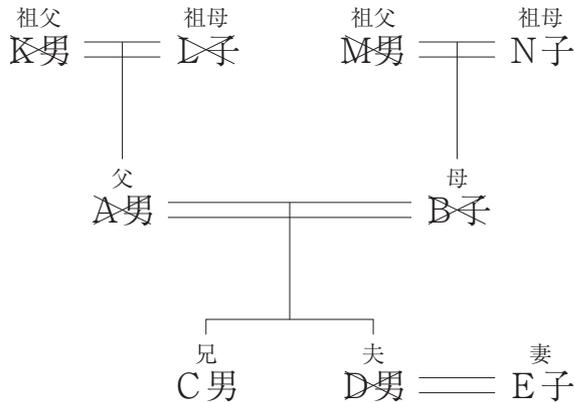
- 妻 B子 は2分の1
- 長男C男は、2分の1×3分の1 (A男の子は3人なので) = 6分の1
- 二男D男も同様に6分の1
- 前妻H子との子J子も同様に6分の1
- ※ F男とG子は、D男が死亡していないので法定相続人ではない。

《事例4》 相続人が配偶者と被相続人の尊属の場合は、配偶者が3分の2、残りの3分の1は直系尊属が均等な相続分を有する。



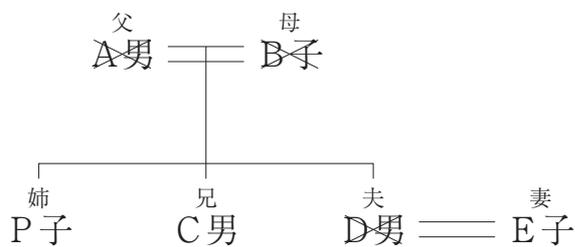
- 妻 E子 は3分の2
- 父A男は、3分の1×2分の1 = 6分の1
- 母B子も同様に6分の1

《事例5》 事例4と同様に、配偶者が3分の2、残りの3分の1を父方の祖父母と母方の祖父母が相続分を有する。



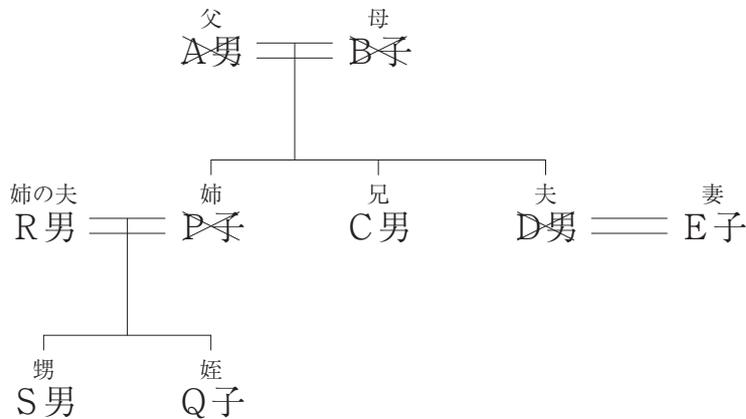
- 妻 E子 は3分の2
- 生きておられるのがN子ただ一人なので、N子の相続分は3分の1

《事例6》 相続人が配偶者と被相続人の兄弟姉妹の場合は、配偶者が4分の3、残りの4分の1を傍系血族が均等な相続分を有する。



- 妻 E子 は4分の3
- 姉P子は4分の1×2分の1（D男の兄弟姉妹はP子とC男の2人だから）= 8分の1
- 兄C男も同様に8分の1

《事例7》 事例6と同様に、配偶者が4分の3、残りの4分の1を傍系血族（P子とC男）が均等な相続分を有するという考えにもとづき、S男とQ子がP子分を相続する。

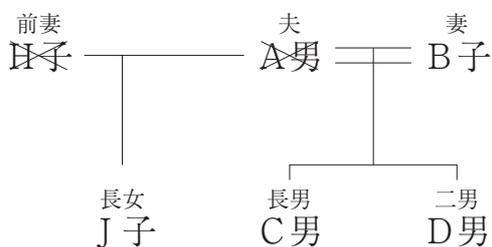


- 妻 E子 は4分の3
- 兄C男は4分の1×2分の1 = 8分の1
- 姉P子が生存していれば8分の1が相続分であり、その8分の1をS男とQ子が均等な相続分を有することとなるので、S男は8分1×2分の1 = 16分の1。Q子も同様に16分の1が法定相続分。

5 相続の発生と相続財産

1で先述しましたとおり、相続は死亡によって発生します。法的に有効な遺言書があれば遺言内容による分割等が行われます。ない場合は、死亡と同時に、故人の財産は相続人の共有状態になります。この共有状態の財産を法定相続してもよいのですが、一般的には相続人間で協議をおこない、各別に相続人を定めることが多いのが実情です。具体的なお話の方が分かり易いと思いますので、以下に例を示します。

事例3で挙げました、相続人が4名を例に挙げます。(図は相続人に関する部分のみ)



- 亡くなったA男には
- ① 自宅の土地と建物
 - ② A男が社長となっている会社の自社株式600株
 - ③ 甲銀行の預金 1800万円
 - ④ 乙銀行の預金 1200万円
- の相続財産があり、負債等のマイナスの財産はなかったとします。

法定相続分を表にまとめると以下のようになります。

	B子	J子	C男	D男	
土地建物	1 / 2	1 / 6	1 / 6	1 / 6	妻は2分の1。子は残り2分の1を3人が均等
自社株式	300株	100株	100株	100株	$600 \times 1 / 2 = 300$ $(600 - 300) \times 1 / 3 = 100$
甲の預金	900万円	300万円	300万円	300万円	$1800 \times 1 / 2 = 900$ $(1800 - 900) \times 1 / 3 = 300$
乙の預金	600万円	100万円	100万円	100万円	$1200 \times 1 / 2 = 600$ $(1800 - 600) \times 1 / 3 = 100$

このように分割（遺産分け）をしてももちろん構わないのですが、例えば

- ア B子の考え：自宅は引き続き私が住むことになるので、土地建物の名義は私としたい。
- イ C男の考え：父の会社を引き継いで経営したいので、他はともかく株式全てを引き継ぎたい。
- ウ D男の考え：既に結婚して別に住まいがあるし、会社を引き継ぐ気もない。
- エ J子の考え：父母離婚後、父とは疎遠になった。母も既に亡くなっている。不動産や株はいらない。

と4人がそれぞれ自分の考えを主張し、話し合いの結果

	B子	J子	C男	D男
土地建物	すべて	なし	なし	なし
自社株式	なし	なし	600株	なし
甲の預金	400万円	500万円	400万円	500万円
乙の預金	なし	400万円	400万円	400万円

という内容で話し合いがまとまった場合、B子の相続内容を見ると、土地建物については、法定相続分は2分の1ですが、協議によって100%を所有することとなります。逆に株式やBの預金については、法定相続分の300株や600万円を相続せず、また、甲の預金は、法定相続分900万円ではなく、400万円だけを相続するというものです。でも、J子、C男、D男の3名も含めた相続人4人全員が、上記の内容で合意していれば差し支えありません。この内容を書面に表したものを「遺産分割協議書」といい、この協議書に、真正を担保するために、各自署名と実印押印を施します（別の内容で相続することを合意している場合であっても同様です。）。

上記は法定相続分と分割協議について、分かり易く説明するための例であって、実際には他のプラスの財産やマイナスの財産があり、複雑になりますが、相続人全員の合意があれば協議成立ということとなります。

しかし一方、例えば

- ア B子の考え：自宅はC男が住んで今後も守って欲しい。私は遺産をもとにサ高住へ移りたい。
- イ C男の考え：父の会社を引き継ぐつもりはない。廃業して、きれいさっぱりとしたい。
- ウ D男の考え：母を最期まで看取りたいので、そのための費用とし予め多くもらいたい。
- エ J子の考え：不動産や株価をきちんと評価し、私は法定相続分を現金で相続する。

と4人がそれぞれ自分の考えを主張し、話し合いがまとまらなければ、いつまでも不動産や株式の名義変更はできず、預金の解約もストップという状態を招きます。自社株を相続する者が定まらないとなれば、次期社長も選べないという事態もあり得ます。先に述べました、「争族」の始まりにもなりかねません。

6 遺言

5の遺産分割協議がまとまらず、「争族」の発生を避ける一番の方法が遺言の作成です。遺言は、法定相続によらず、遺言者の意思によって、財産（遺産）をどのように相続させるかを定める法律行為です。遺書とは異なり、民法第960条以下に方式を始め事細かく定められています。中でも「公正証書遺言」は、公証人が関与するので、方式の不備で遺言が無効になるおそれが全くなく、原本が公証役場に保管されるので、遺言書が破棄されたり改ざんされたりする心配もなく、手が不自由であっても作成することができる、などから最近その作成件数が大きく増えている遺言の形態です。

7 まとめ

家族構成や財産の内容などは十人十色であり、知人に相続が発生した場合、自分と似ているからうちも同じと考えるのは早急です。経営者であれば、経営者としての側面と、父親（母親）としての側面、2つの面を持つこととなります。万一の際、事業の速やかな承継と、遺った家族の幸福を願わない方はいらっしゃいません。皆が困らないように、迷わないようにする責任があります。

以上、基本的な内容を長々と書き連ねさせていただきましたが、何か1つでも心の一隅に置いていただければと存じます。未来の自分、未来の会社、未来の家族を作り上げることができるのは、他でもありません、今現在の皆様ご自身であります。

シンガポールにおける ヘルスケア産業と企業進出の可能性

北洋銀行国際部 主査
(ジェトロ・シンガポール事務所派遣)
吉田 達朗

1. シンガポールの高齢化の状況

シンガポールは急速に高齢化が進み、2016年には高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）が14%を超え、「高齢化社会」（高齢化率 7%超14%以下）から、「高齢社会」（同14%超）に移行する見込みです。また2013年の合計特殊出生率は1.29人と日本（1.43人）よりも少子化が深刻化しています。^{*1}

政府は、親との同居を奨励しており、「親の世話は子供がする」ことを両親扶養法（Maintenance of Parents Act）として定めています。これは高齢者のケアを、国や病院ではなく、次世代がみることを前提としています。

このため、介護施設に入居する高齢者の比率は、高齢者全体の約2.5%（2012年）にすぎません。入居率が低位にある理由として、①1965年の建国以来、政策により持家を推奨し、住む場所は確保されていること、②病気ではない家族をホームに入居させることに社会的な抵抗があること、③外国人家政婦を雇用しやすい環境にあること、などがあげられます。共働き世帯では、外国人家政婦を雇用し自宅内で親世代のケアをする人も少なくありません。

2. 医療・介護制度と介護ビジネス参入の可能性

シンガポールの医療制度は、中央積立基金（Central Provident Fund：CPF）といわれる強制的な社会保障貯蓄制度を中心に、国民の「自助努力」を原則として成り立っています。医療費の政府負担は少なく、自己負担割合が大きいため、収入に応じて民間の医療保険に入るケースが多く、医療格差は大きいのが実態です。

ボランティア福祉団体の活動も活発であり、内外資にかかわらず営利を目的とする民間企業の介護ビジネスへの参入は限定的となっています。社会的な背景から「介護」を産業とみなしてこなかったことが理由のひとつです。外資の医療・介護業界への参入に大きな障壁はありませんが、保健省からのライセンスの取得は必要です。

介護職員の90%は外国人であり、フィリピン、中国、インド、マレーシアからの労働者が75～80%を占めています。日本から参入するには、現地企業のパートナーとなる形で、ケアプランの策定をはじめとした運営ノウハウの構築や介護人材の育成プログラム、介護支援器具を用いた効率的なホーム運営の指導といったオペレーションスキームの輸出などは可能性があると考えられます。

^{*1} Singapore Stats 2013 http://www.singstat.gov.sg/statistics/latest_data.html#16

厚生労働省 人口動態統計 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai13/index.html>

3. 医療機器分野への参入方法

ヘルスケア分野及び医療技術分野は、経済開発庁（Economic Development Board：EDB）により主要奨励産業分野に指定され、税優遇などの措置があります。

シンガポールでは、健康製品法（Health Products Act）により、事業者は医療機器を製造、輸入、販売それぞれについて免許を取得する必要があります。取扱製品ごとに健康科学庁（Health Science Authority：HSA）へ製品登録を行う必要があります。日本から輸出する場合は、代理店を確保するか、現地法人を設立する形で参入が可能です。ただし、すでに欧米及び現地大手企業も参入しており、優れた代理店あるいはパートナー選定、競争力のある価格とアフターケアで展開出来るかが鍵となるでしょう。市場を広く知り、良いパートナーを見つけるには医療関連の展示会に参加することも有効です。シンガポールではMedical Fair Asia^{*2}が隔年で開催され、周辺諸国を含め毎回9千名弱の来場者があります。

4. 医薬・健康食品関連分野への参入方法

シンガポールにおける健康志向は、近年非常に強くなっています。人口の74%が中華系であり、中国からの漢方薬や日本・台湾からの健康サプリメントなどには特に根強い人気があります。

健康サプリメントは医薬品、漢方薬、化粧品などとともにHSAの監督下に置かれ、ラベル表示および安全品質基準を含む「健康サプリメント・ガイドライン」が策定されていますが、健康サプリメントの輸入・販売・製造にあたっては、免許は不要で、また販売前の製品登録義務も無く、輸入業者など取扱事業者の自主管理に委ねられています。したがってシンガポールへ輸出する場合には必ず事前に、HSAに対し、ガイドラインに抵触しないか確認する必要があると思います。

また、機能的食品など健康食品は、加工食品の一部に分類され、加工食品の輸入および販売を監督する農食品・家畜庁（Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore：AVA）の管轄下にあります。輸入業者は事前にAVAに加工食品の輸入業者として登録することが義務付けられています。

もともとシンガポールの薬事法は英国などを参考に作られており、欧米の薬やサプリメントが入りやすい環境にあります。日本製品のシェア拡大には、効能・成分などパッケージやラベルの英語対応が必須であり、その上で大手ドラッグストアやサプリメント専門店などへの売り込みからスタートするのが良いでしょう。

<参考文献>

・「シンガポールにおける医療・社会福祉サービスに関する報告書」(2014年1月)

ジェットロ・シンガポール事務所

・「シンガポールにおける医療機器法規制とシステム」(2010年9月) ジェットロ・シンガポールセンター

^{*2} 世界127か国に拠点を有する国際的な見本市の主催者であるメッセ・デュッセルドルフ・グループが主催する医療・健康機器具と同サービス関連の見本市

現地価格調査 (2014年 9 月)

(単位：円)

商品	単位	銘柄・産地	上海	大連	バンコク	シンガポール	サハリン
卵	0.5kg	現地産	422	99~165	260	249	194~304
牛乳	1 リットル	現地産	227~470	42 (243ml)	130	265 (830ml)	155~282
じゃがいも	0.5kg	現地産	101~219	18~114	195	95 (アメリカ産)	64
オレンジ	0.5kg	アメリカ産	127	266	286 (1個)	124 (1個)	124 (オーストラリア産)
小麦粉	1 kg		138	234	149	215	118
ビール	350ml	日本メーカーA社製	97	—	—	—	—
	350ml	日本メーカーB社製	—	92	156	315	242
カップラーメン	1 個	日本メーカー製	79	109	243	132	465
ミネラルウォーター	550ml		23	23	22	128	42~107
コーラ	330ml	コカコーラ	35	40	45	70	109
ハンバーガー	1 個	マクドナルド ビッグマック	286	278	650	390	—
タクシー初乗り			236	168	113	282	423~564
ガソリン	1 リットル	レギュラー	126	123	146	182	101
トイレットペーパー	10巻	日本製	221 (現地製4巻)	464	455 (現地製)	539	355 (現地製4巻)
乾電池	単三2本	米国製	109 (現地製)	80 (現地製)	308	263	129
洗濯洗剤	1 kg	日本製	234 (現地製)	200 (現地製)	390	232	761
クリーニング代	Yシャツ1枚	現地クリーニング店	168	253	260	332	564
電気料金	1 kwh	住居用	10	8	48	22	9
水道料金	1 m ³	住居用	32	52	32	97	90
新聞	1 部	一般紙	16	16	16	74	67
バス	市内均一区間		33	16~33	26	83~174	42
地下鉄	初乗り		50	—	71	91~199	—
携帯	機種	iPhone 5 S 16G	82,509	89,261	76,862	82,073	80,341
	基本料金/月		776	979	2,600	4,503	4,230
	通話料金/分		4	4	2	12	4
映画チケット	大人1名	時間帯により変動	928~2,363	1,012~1,181	650~1,462	955	564~1,269

【調査場所】 いずれも日本製品を扱う、比較的高級なスーパーマーケット。
 上海 カルフル古北店、しんせん館古北店、ローソン国際貿易中心店
 大連 カルフル西安路店、ローソン森ビル店
 バンコク トップス、フジスーパー
 シンガポール コールドストレージ、明治屋
 サハリン エジノサハリンスク市シティモール、携帯電話ショップ「スヴィズノイ」

【換算レート】 2014年 8月29日 仲値
 1 中国元=16.88円 1 タイバーツ=3.25円 1 シンガポールドル=83.07円 1 ロシアループル=2.82円

8月の私募債発行企業

当行が受託・引き受けした私募債発行企業の一部をご紹介します。

社債の発行が可能な企業は、一定以上の信用力を持った企業に限られており、企業規模・財務内容・収益状況についての厳しい基準をクリアする必要があります。よって、社債の発行を通じて財務健全性がアピールでき、対外的な信用力向上につながります。

	企業名		本社所在地	代表者名	資本金
	発行年月日	種類	金額		年限
事業内容					
1	北水大協水産株式会社 様		札幌市	山崎 由紀江氏	5千万円
	平成26年8月12日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		5千万円	5年
昭和43年設立の水産物、加工品の卸売業者。道内各地で水揚げされた海の幸を道内、道外へ販売している。札幌市中央卸売市場内の営業所などで省エネ活動に積極的に取り組んでおり、平成26年7月に「さっぽろエコメンバー登録制度」に登録された。					
2	株式会社イワクラ 様		苫小牧市	後藤 英夫氏	2億円
	平成26年8月19日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		3億5千万円	5年
大正2年創業の老舗。建材の製造・加工および住宅関連資材の製造・販売。東京・大阪など全国5か所に支店を展開。木質廃材を主原料とした日本初のパーティクルボード「イワクラホモゲン」や木質バイオマスを用いた「木質ペレット」など実用性と環境負担軽減を兼ね備えた商品を多数取り扱う。					
3	函館環境衛生株式会社 様		函館市	久保 俊幸氏	4千万円
	平成26年8月22日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		5千万円	5年
昭和33年設立の廃棄物収集運搬業。一般廃棄物や産業廃棄物の収集、下水道管の調査・清掃などを行っている。水・紙使用量の削減、エネルギー使用量の削減、CO ₂ 排出量の削減を重要テーマに、平成24年12月に「北海道環境マネジメントスタンダード」に登録し、環境保全に努めている。					
4	ヤマモト食販株式会社 様		札幌市	高橋 雅裕氏	3千1百万円
	平成26年8月26日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		3千万円	5年
昭和49年設立の運送業者で、一般貨物配送の他、鶏卵の配送販売、自動車修理・販売、人材派遣業を営む。輸送中のエコドライブに努めるなど、環境保全に配慮しており、平成26年8月に「さっぽろエコメンバー登録制度」に認証・登録された。					
5	株式会社丸高三信堂 様		札幌市	服部 信吾氏	9千4百万円
	平成26年8月26日	北洋エコボンド（銀行保証付私募債）		5千万円	5年
昭和45年創業の医薬品卸・小売業者。札幌市内4か所で調剤薬局を運営している。人間に備わる自然治癒力を促進しようという「総合療法」の考えを提案し続け、優れた原料生薬の胃腸薬『恵命我神散』を北海道総代理店として取り扱いしている。平成26年7月に「さっぽろエコメンバー制度」へ登録。					
6	和幸ビジネスフォーム株式会社 様		札幌市	田井 稔氏	1千万円
	平成26年8月27日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		6千万円	5年
昭和60年設立の印刷業者。ビジネスフォーム印刷を中心に、日々商品開発・研究を進めている。個人情報処理分野においては、各種証明書・処方箋・商品券等に用いられる「偽造防止+透かし印刷技術」やQRコード、バーコード印刷など様々な情報製品および加工製品を提供している。					
7	太平石炭株式会社 様		札幌市	林 武重氏	5千万円
	平成26年8月28日	北洋エコボンド（保証協会保証付私募債）		1億円	6年
昭和35年設立の燃料販売業者で、石油製品、液化ガス、固体燃料（石炭、コークス、加工燃料）の販売を主業としている。限りあるエネルギー資源を取り扱う企業として、省エネルギー対策など環境保全にも積極的に取り組み、平成26年7月に「さっぽろエコメンバー登録制度」に登録し、エコ企業として認定された。					

当行では、私募債の他にも、お客さまの事業活動に必要なご資金の調達ニーズにお応えできるよう、各種商品・サービスをご用意してサポートいたします。詳しくは、北洋銀行の本支店へお問い合わせください。

主要経済指標 (1)

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	22年=100 季調値	前期比 (%)										
22年度	99.9	3.3	99.4	8.8	99.7	2.9	99.2	8.4	96.6	△ 0.2	92.1	△ 1.9
23年度	101.5	1.6	98.7	△ 0.7	102.5	2.8	97.7	△ 1.5	104.6	8.3	103.2	12.1
24年度	99.6	△ 1.9	95.8	△ 2.9	100.3	△ 2.1	95.9	△ 1.8	102.8	△ 1.7	100.1	△ 3.0
25年度	101.3	1.7	98.9	3.2	101.5	1.2	98.7	2.9	99.9	△ 2.8	98.7	△ 1.4
25年 4～6月	100.4	0.1	96.1	1.6	100.1	△ 1.6	95.5	△ 1.0	106.9	1.1	107.6	0.4
7～9月	101.1	0.7	97.8	1.8	101.2	1.1	96.6	1.2	106.5	△ 0.4	107.5	△ 0.1
10～12月	101.9	0.8	99.6	1.8	102.5	1.3	99.1	2.6	107.5	0.9	105.5	△ 1.9
26年 1～3月	101.9	0.0	102.5	2.9	102.6	0.1	103.7	4.6	102.7	△ 4.5	105.7	0.2
4～6月	97.0	△ 4.8	r 98.6	△ 3.8	94.0	△ 8.4	96.7	△ 6.8	r 102.5	△ 0.2	r 110.6	4.6
25年 7月	101.0	0.9	97.6	2.7	101.3	3.4	96.0	1.6	105.4	△ 1.4	108.4	0.7
8月	100.7	△ 0.3	97.1	△ 0.5	100.5	△ 0.8	96.1	0.1	106.5	1.0	107.6	△ 0.7
9月	101.6	0.9	98.6	1.5	101.9	1.4	97.7	1.7	106.5	0.0	107.5	△ 0.1
10月	101.4	△ 0.2	99.2	0.6	100.9	△ 1.0	99.0	1.3	108.1	1.5	107.2	△ 0.3
11月	101.8	0.4	99.5	0.3	103.0	2.1	99.1	0.1	107.4	△ 0.6	105.7	△ 1.4
12月	102.5	0.7	100.0	0.5	103.6	0.6	99.3	0.2	107.5	0.1	105.5	△ 0.2
26年 1月	103.2	0.7	103.9	3.9	104.3	0.7	104.4	5.1	106.1	△ 1.3	105.1	△ 0.4
2月	100.3	△ 2.8	101.5	△ 2.3	101.8	△ 2.4	103.4	△ 1.0	106.0	△ 0.1	104.2	△ 0.9
3月	102.2	1.9	102.2	0.7	101.8	0.0	103.2	△ 0.2	102.7	△ 3.1	105.7	1.4
4月	96.1	△ 6.0	99.3	△ 2.8	92.6	△ 9.0	98.0	△ 5.0	103.5	0.8	105.2	△ 0.5
5月	98.7	2.7	100.0	0.7	96.0	3.7	97.0	△ 1.0	103.6	0.1	108.4	3.0
6月	r 96.2	△ 2.5	r 96.6	△ 3.4	93.3	△ 2.8	95.2	△ 1.9	r 102.5	△ 1.1	r 110.6	2.0
7月	p 98.2	2.1	p 96.8	0.2	p 95.7	2.6	p 95.9	0.7	p 102.5	0.0	p 111.5	0.8
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
22年度	935,299	△ 2.1	195,785	△ 1.5	220,233	△ 10.5	67,267	△ 4.6	715,067	1.1	128,518	0.3
23年度	948,544	0.3	197,008	0.1	214,071	△ 2.8	67,231	△ 0.1	734,473	1.2	129,777	0.2
24年度	949,656	0.1	195,552	△ 0.7	211,547	△ 1.2	66,493	△ 1.1	738,108	0.5	129,059	△ 0.6
25年度	977,353	2.9	201,432	2.4	218,601	3.3	68,924	3.7	758,752	2.8	132,508	1.8
25年 4～6月	234,190	1.6	47,781	1.4	49,937	2.2	15,992	3.0	184,253	1.5	31,789	0.7
7～9月	232,621	1.4	48,009	0.5	49,768	△ 0.2	15,504	0.4	182,853	1.8	32,505	0.6
10～12月	262,643	1.3	54,273	1.0	60,875	0.8	19,235	1.0	201,768	1.4	35,039	1.0
26年 1～3月	247,899	7.6	51,368	6.9	58,021	10.7	18,193	10.5	189,878	6.7	33,175	5.0
4～6月	r 228,592	△ 2.4	46,918	△ 2.5	46,063	△ 7.8	15,125	△ 5.4	r 182,529	△ 0.9	31,792	△ 1.1
25年 7月	79,929	△ 0.7	17,127	△ 0.7	17,914	△ 4.9	6,041	△ 2.7	62,015	0.6	11,086	0.4
8月	78,933	2.0	15,823	0.9	15,684	1.3	4,653	2.4	63,249	2.2	11,170	0.2
9月	73,759	2.9	15,059	1.7	16,170	4.0	4,811	2.5	57,589	2.6	10,248	1.2
10月	77,890	0.7	15,911	0.8	17,555	△ 1.1	5,303	△ 0.9	60,336	1.2	10,608	1.6
11月	79,585	2.0	16,963	1.2	18,343	2.4	6,108	2.1	61,242	1.9	10,855	0.8
12月	105,168	1.1	21,399	0.9	24,977	0.9	7,824	1.4	80,190	1.2	13,575	0.7
26年 1月	80,970	1.9	17,117	0.7	18,835	1.6	6,049	2.4	62,135	2.0	11,068	△ 0.2
2月	72,240	4.2	14,690	2.4	15,677	5.2	4,785	2.5	56,564	4.0	9,905	2.3
3月	94,688	16.0	19,562	17.0	23,508	23.9	7,359	25.0	71,180	13.6	12,202	12.6
4月	72,894	△ 5.7	14,677	△ 6.1	14,058	△ 14.0	4,611	△ 10.5	58,836	△ 3.5	10,066	△ 3.9
5月	77,356	△ 0.4	15,924	△ 0.5	15,562	△ 4.9	5,113	△ 2.6	61,794	0.8	10,811	0.5
6月	r 78,342	△ 1.1	16,317	△ 1.2	16,444	△ 4.5	5,402	△ 3.3	r 61,899	△ 0.1	10,915	△ 0.1
7月	p 80,818	1.1	p 17,172	0.3	p 17,645	△ 1.5	p 6,005	△ 0.6	p 63,173	1.9	p 11,167	0.7
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は全店ベースによる。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標 (2)

年月	コンビニエンスストア販売額				消費者物価指数 (生鮮食品除く総合)				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	22年=100	前年同 月比(%)	22年=100	前年同 月比(%)	円/ドル	円 月(期)末
22年度	447,951	4.0	82,657	4.1	99.9	△ 0.1	99.8	△ 0.8	85.69	9,755
23年度	477,426	6.2	89,758	7.6	100.3	0.4	99.8	0.0	79.05	10,084
24年度	498,629	3.2	95,423	3.3	100.3	0.0	99.6	△ 0.2	83.08	12,398
25年度	511,472	2.6	100,178	5.0	101.5	0.0	100.4	0.8	100.23	14,828
25年 4～6月	124,527	2.9	24,313	4.2	100.8	0.3	99.9	0.0	98.74	13,677
7～9月	136,948	1.9	26,340	4.3	101.4	1.4	100.3	0.7	98.94	14,456
10～12月	129,808	2.1	25,387	5.1	102.0	1.8	100.7	1.1	100.45	16,291
26年 1～3月	120,189	3.6	24,137	6.4	101.8	1.5	100.6	1.3	102.78	14,828
4～6月	127,973	2.8	25,574	5.2	104.7	3.9	103.3	3.3	102.14	15,162
25年 7月	46,957	3.2	9,014	4.8	101.0	1.2	100.1	0.7	99.71	13,668
8月	47,219	2.3	9,047	4.3	101.2	1.3	100.4	0.8	97.87	13,389
9月	42,772	△ 0.1	8,280	3.8	101.9	1.5	100.5	0.7	99.24	14,456
10月	43,103	1.7	8,426	4.6	101.9	1.6	100.7	0.9	97.85	14,328
11月	41,836	3.6	8,198	5.9	102.0	1.9	100.7	1.2	100.03	15,662
12月	44,869	1.0	8,763	4.9	102.0	1.8	100.6	1.3	103.46	16,291
26年 1月	40,153	2.4	7,946	5.4	101.7	1.8	100.4	1.3	103.94	14,915
2月	37,357	2.9	7,468	6.2	101.6	1.2	100.5	1.3	102.13	14,841
3月	42,679	5.4	8,723	7.6	102.1	1.5	100.8	1.3	102.27	14,828
4月	39,584	1.0	8,113	4.2	104.4	3.7	103.0	3.2	102.56	14,304
5月	43,959	4.7	8,779	6.4	104.8	4.1	103.4	3.4	101.79	14,632
6月	44,430	2.5	8,682	4.9	104.9	3.8	103.4	3.3	102.05	15,162
7月	48,836	4.0	9,523	5.7	104.8	3.7	103.5	3.3	101.72	15,621
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は全店ベースによる。 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。 ■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
22年度	152,734	△ 4.6	46,592	△ 5.1	62,462	△ 5.7	43,680	△ 2.5	3,788,315	△ 9.3
23年度	157,858	3.4	47,806	2.6	63,715	2.0	46,337	6.1	4,009,988	5.9
24年度	176,847	12.0	49,142	2.8	68,527	7.6	59,178	27.7	4,439,092	10.7
25年度	198,981	12.5	55,541	13.0	69,615	1.6	73,825	24.8	4,836,746	9.0
25年 4～6月	46,445	△ 0.9	12,282	△ 0.9	17,557	△ 4.2	16,606	2.8	995,698	△ 7.5
7～9月	49,639	8.4	13,168	0.5	18,098	△ 1.0	18,373	27.6	1,158,632	1.7
10～12月	41,433	20.5	11,827	28.1	13,697	0.1	15,909	38.7	1,092,306	20.3
26年 1～3月	61,464	23.4	18,264	26.7	20,263	11.2	22,937	33.7	1,590,110	20.9
4～6月	43,855	△ 5.6	11,384	△ 7.3	16,103	△ 8.3	16,368	△ 1.4	976,437	△ 1.9
25年 7月	18,862	0.6	4,908	△ 3.9	7,396	△ 5.2	6,558	12.3	401,937	△ 9.7
8月	12,797	3.1	3,460	△ 2.6	4,621	△ 0.7	4,716	12.0	310,691	△ 1.6
9月	17,980	23.0	4,800	8.0	6,081	4.3	7,099	63.5	446,004	18.1
10月	14,061	14.3	3,863	23.7	5,204	2.6	4,994	21.5	354,496	18.4
11月	14,858	17.9	4,255	24.3	4,832	△ 2.3	5,771	36.3	378,596	16.7
12月	12,514	31.9	3,709	38.0	3,661	△ 0.2	5,144	64.6	359,214	26.5
26年 1月	15,412	38.1	4,617	50.5	4,836	24.4	5,959	41.7	433,616	30.6
2月	17,924	28.8	5,169	31.3	5,711	16.4	7,044	39.0	490,509	18.8
3月	28,128	13.8	8,478	14.4	9,716	3.1	9,934	26.0	665,985	16.7
4月	13,370	△ 9.4	3,355	△ 13.3	5,053	△ 14.5	4,962	△ 0.4	292,825	△ 5.1
5月	13,482	△ 2.8	3,514	△ 6.9	4,482	△ 9.6	5,486	6.6	304,370	△ 1.3
6月	17,003	△ 4.5	4,515	△ 2.7	6,568	△ 1.8	5,920	△ 8.6	379,242	0.1
7月	18,002	△ 4.6	5,014	2.2	7,074	△ 4.4	5,914	△ 9.8	391,376	△ 2.6
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同 月比(%)	百戸	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
22年度	29,922	8.4	8,190	5.6	819,440	△12.6	112,827	△8.8	84,480	9.1
23年度	31,573	5.5	8,412	2.7	749,583	△8.5	112,249	△0.5	89,742	6.2
24年度	35,523	12.5	8,930	6.2	776,431	3.6	123,820	10.3	87,026	△3.0
25年度	34,967	△1.6	8,873	10.6	947,780	22.1	145,711	17.7	97,030	11.5
25年 4～6月	9,789	5.5	2,413	11.8	350,188	19.9	40,700	25.2	22,849	6.4
7～9月	10,484	3.9	2,577	13.5	351,789	29.0	43,227	22.5	24,175	9.6
10～12月	9,685	△9.6	2,713	12.9	124,253	13.2	32,481	5.0	23,006	13.3
26年 1～3月	5,009	△7.9	2,169	3.4	121,550	19.4	29,303	16.8	27,001	16.4
4～6月	8,915	△8.9	2,188	△9.3	422,004	20.5	46,563	14.4	22,751	△0.4
25年 7月	3,100	△6.7	848	12.4	160,202	47.8	15,725	29.4	7,136	6.5
8月	3,486	0.4	843	8.8	103,628	7.6	12,267	7.9	7,060	10.3
9月	3,898	18.1	885	19.4	87,959	29.1	15,235	29.4	9,978	11.4
10月	3,612	△16.1	902	7.1	66,591	9.5	14,205	3.5	7,342	17.8
11月	2,520	△28.3	915	14.1	35,608	21.8	9,416	4.9	7,734	16.6
12月	3,553	22.8	896	18.0	22,054	11.7	8,860	7.5	7,930	6.7
26年 1月	1,266	△10.0	778	12.3	10,233	△19.3	7,776	28.8	6,603	23.6
2月	1,322	△11.6	697	1.0	13,158	△25.9	6,959	3.7	7,004	10.8
3月	2,421	△4.5	694	△2.9	98,159	37.5	14,568	18.1	13,393	16.1
4月	3,236	△3.3	753	△3.3	161,543	50.5	17,583	10.0	8,171	17.6
5月	2,559	△11.1	678	△15.0	125,196	7.9	13,126	21.1	6,414	△14.3
6月	3,120	△12.5	758	△9.5	135,265	6.6	15,855	14.3	8,166	△3.0
7月	2,953	△4.7	729	△14.1	123,430	△23.0	16,273	3.5	7,216	1.1
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)ほか2社				内閣府	

■「r」は修正値。

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率(常用)		完全失業率		企業倒産件数(負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同 月比(%)	倍 原数値	原数値	% 原数値	% 原数値	件	前年同 月比(%)	件	前年同 月比(%)
22年度	11,219	△3.2	0.41	0.51	5.2	5.0	456	△6.7	13,065	△11.3
23年度	10,791	△3.8	0.46	0.62	5.2	4.5	464	1.8	12,707	△2.7
24年度	11,722	8.6	0.57	0.74	5.1	4.3	432	△6.9	11,719	△7.8
25年度	12,275	4.7	0.74	0.87	4.5	3.9	333	△22.9	10,536	△10.1
25年 4～6月	2,852	6.0	0.62	0.74	5.1	4.2	96	△22.6	2,841	△9.1
7～9月	3,830	3.9	0.74	0.84	3.7	4.0	76	△29.6	2,664	△8.9
10～12月	2,945	4.1	0.80	0.94	4.4	3.7	69	△23.3	2,571	△11.0
26年 1～3月	2,648	5.3	0.81	1.00	4.6	3.7	92	△16.4	2,460	△11.5
4～6月	2,830	△0.8	0.77	0.89	4.1	3.7	77	△19.8	2,613	△8.0
25年 7月	1,182	4.9	0.70	0.80	↑	3.9	27	△18.2	1,025	△0.0
8月	1,429	2.9	0.74	0.84	3.7	4.1	27	△34.1	819	△15.3
9月	1,219	4.2	0.77	0.88	↓	3.9	22	△35.3	820	△11.9
10月	1,112	3.8	0.79	0.91	↑	4.0	26	△23.5	959	△7.3
11月	907	4.8	0.81	0.94	4.4	3.8	25	△19.4	862	△10.5
12月	926	3.6	0.80	0.97	↓	3.4	18	△28.0	750	△15.7
26年 1月	845	8.6	0.79	0.99	↑	3.7	32	14.3	864	△7.4
2月	827	0.4	0.82	1.01	4.6	3.6	20	△48.7	782	△14.6
3月	976	6.8	0.82	0.99	↓	3.8	40	△7.0	814	△12.3
4月	786	0.2	0.76	0.90	↑	3.9	32	3.2	914	1.6
5月	991	0.1	0.76	0.88	4.1	3.6	19	△38.7	834	△20.1
6月	1,053	△2.3	0.79	0.90	↓	3.7	26	△23.5	865	△3.5
7月	1,180	△0.2	0.83	0.95	—	3.8	24	△11.1	882	△13.9
資料	(株)北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■「r」は修正値。

■年度および四半期の数値は月平均値。

主要経済指標 (4)

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
22年度	342,527	6.2	677,888	14.9	1,228,540	25.7	624,567	16.0
23年度	374,431	9.3	652,885	△ 3.7	1,636,327	33.2	697,106	11.6
24年度	401,467	7.2	639,400	△ 2.1	1,698,530	3.8	720,978	3.4
25年度	471,906	17.5	708,574	10.8	1,914,803	12.7	846,129	17.4
25年 4～6月	110,822	15.5	175,996	7.0	434,607	16.5	196,488	10.3
7～9月	112,857	23.2	177,116	12.7	443,858	16.2	206,587	17.5
10～12月	121,779	17.2	181,110	17.4	508,892	17.5	218,196	24.1
26年 1～3月	126,448	15.0	174,353	6.6	527,446	3.3	224,858	17.6
4～6月	109,119	△ 1.5	176,154	0.1	r 301,653	△30.6	r 201,696	2.7
25年 7月	36,608	9.0	59,585	12.2	132,719	16.2	69,910	19.7
8月	36,449	14.2	57,821	14.6	166,027	18.6	67,535	16.2
9月	39,799	52.3	59,710	11.4	145,113	13.8	69,142	16.7
10月	40,306	1.0	61,030	18.6	170,780	14.5	72,034	26.3
11月	36,858	15.9	58,988	18.4	163,786	21.2	71,999	21.2
12月	44,615	38.6	61,092	15.3	174,326	17.2	74,163	24.8
26年 1月	33,193	△ 1.0	52,524	9.5	204,828	11.4	80,474	25.1
2月	41,341	41.4	57,993	9.8	154,859	△ 4.4	66,041	9.0
3月	51,914	9.9	63,836	1.8	167,759	1.8	78,343	18.2
4月	44,758	15.0	60,675	5.1	116,381	△30.3	68,824	3.4
5月	31,403	△ 7.3	56,074	△ 2.7	r 91,472	△40.0	65,182	△ 3.5
6月	32,958	△13.3	59,405	△ 1.9	93,800	△18.5	r 67,690	8.5
7月	p 37,612	2.7	61,920	3.9	p 103,601	△21.9	p 71,542	2.3
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金 (国内銀行)							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
22年度	138,014	2.3	5,972,665	3.0	92,986	0.3	4,137,911	△ 0.6
23年度	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
24年度	143,971	1.4	6,299,507	3.2	93,447	△ 0.5	4,267,338	2.2
25年度	145,753	1.2	6,508,869	3.3	95,005	1.7	4,373,619	2.5
25年 4～6月	142,983	2.1	6,339,434	4.3	90,977	△ 0.7	4,241,324	2.5
7～9月	142,653	1.8	6,346,069	4.2	93,173	△ 0.3	4,291,300	2.6
10～12月	144,310	2.7	6,387,898	4.5	93,170	0.6	4,332,043	2.8
26年 1～3月	145,753	1.2	6,508,869	3.3	95,005	1.7	4,373,619	2.5
4～6月	145,942	2.1	6,508,620	2.7	92,549	1.7	4,355,491	2.7
25年 7月	141,450	2.1	6,280,875	4.2	90,840	△ 0.5	4,238,662	2.8
8月	142,889	3.0	6,275,316	4.3	91,195	△ 0.1	4,243,083	2.9
9月	142,653	1.8	6,346,069	4.2	93,173	△ 0.3	4,291,300	2.6
10月	141,861	2.1	6,281,143	4.3	92,649	0.4	4,254,919	2.7
11月	143,122	3.1	6,325,949	4.5	92,274	0.5	4,282,016	3.1
12月	144,310	2.7	6,387,898	4.5	93,170	0.6	4,332,043	2.8
26年 1月	141,988	2.2	6,354,459	4.2	92,548	1.2	4,310,977	2.8
2月	142,286	2.1	6,360,491	3.8	92,609	0.9	4,313,948	2.6
3月	145,753	1.2	6,508,869	3.3	95,005	1.7	4,373,619	2.5
4月	144,615	2.0	6,487,832	3.1	93,126	1.0	4,330,402	2.6
5月	144,964	2.4	6,475,297	2.5	93,051	2.1	4,334,264	2.6
6月	145,942	2.1	6,508,620	2.7	92,549	1.7	4,355,491	2.7
7月	144,497	2.2	6,424,299	2.3	92,671	2.0	4,344,450	2.5
資料	日本銀行							



調査レポート 2014.10月号 (No.219)
平成26年 (2014年) 9月発行
発行 株式会社 北洋銀行
企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部
電話 (011)231-8681

<本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙を使用しています。